⑭　認知症行動・心理症状緊急対応加算　200単位

注　医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に入院することが適当であると判断した者に対し、指定介護療養施設サービスを行った場合は、入院した日から起算して７日を限度として、１日につき所定単位数を加算する。

⑮　サービス提供体制強化加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、入所者に対し指定介護療養施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、１日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

㈠　サービス提供体制強化加算(Ⅰ)　12単位

㈡　サービス提供体制強化加算(Ⅱ)　６単位

㈢　サービス提供体制強化加算(Ⅲ)　６単位

⑯　介護職員処遇改善加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、入院患者に対し、指定介護療養施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成27年３月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

㈠　介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　(1)から⑮までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数

㈡　介護職員処遇改善加算(Ⅱ)　㈠により算定した単位数の100分の90に相当する単位数

㈢　介護職員処遇改善加算(Ⅲ)　㈠により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

ハ　老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護療養施設サービス

(1)　認知症疾患型介護療養施設サービス費（１日につき）

㈠　認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅰ)

a　認知症疾患型介護療養施設サービス費(i)

i　要介護１	1,006単位
ii　要介護２	1,073単位
iii　要介護３	1,139単位
iv　要介護４	1,206単位
v　要介護５	1,273単位

b　認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii)

i　要介護１	1,116単位
ii　要介護２	1,183単位
iii　要介護３	1,249単位
iv　要介護４	1,316単位
v　要介護５	1,382単位

㈡　認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅱ)

a　認知症疾患型介護療養施設サービス費(i)

i　要介護１	949単位
ii　要介護２	1,019単位
iii　要介護３	1,089単位
iv　要介護４	1,159単位
v　要介護５	1,228単位

b　認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii)

i　要介護１	1,059単位
ii　要介護２	1,129単位
iii　要介護３	1,198単位
iv　要介護４	1,269単位
v　要介護５	1,338単位

㈢　認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅲ)

a　認知症疾患型介護療養施設サービス費(i)

i　要介護１	920単位
ii　要介護２	989単位
iii　要介護３	1,056単位
iv　要介護４	1,124単位
v　要介護５	1,191単位

b　認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii)

i　要介護１	1,030単位
ii　要介護２	1,098単位
iii　要介護３	1,166単位
iv　要介護４	1,234単位
v　要介護５	1,301単位

㈣　認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅳ)

a　認知症疾患型介護療養施設サービス費(i)

i　要介護１	904単位
ii　要介護２	971単位
iii　要介護３	1,037単位
iv　要介護４	1,104単位
v　要介護５	1,171単位

b　認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii)

i　要介護１	1,014単位
ii　要介護２	1,081単位
iii　要介護３	1,147単位
iv　要介護４	1,214単位
v　要介護５	1,280単位

㈤　認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅴ)

a　認知症疾患型介護療養施設サービス費(i)

i　要介護１	843単位
ii　要介護２	909単位
iii　要介護３	976単位
iv　要介護４	1,043単位
v　要介護５	1,109単位

b　認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii)

i　要介護１	953単位
ii　要介護２	1,019単位
iii　要介護３	1,086単位
iv　要介護４	1,153単位
v　要介護５	1,219単位